

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年1月5日認可した。

平成19年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）折居北地区
坂出市奥池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）北峰・峠地区
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）小谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新宮地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）唐谷下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）宮池地区